

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年1月8日認可した。

平成25年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池導水路地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鹿角支線地区
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）すり鉢池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川骨池2号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中村下池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）王子中池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川骨池1号地区
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）観音川地区
高松市古高松土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業（かんがい排水事業）古高松地区